

# 第 42 回北広島ふるさと祭り出店のきまり

## 1. 出店申込者及び従事者について

祭り実行委員会では名義貸しを排除するため、出店申込者本人（責任者）及び従事者が店内にいるか確認しますので、顔写真が確認できる証明書を必ずテント内の見やすい場所に掲示してください。責任者は常時、店内にいるようにしてください。また、北海道街商組合に所属している方は併せて組合員証を必ずテント内の見やすい場所に掲示してください。

## 2. 出店場所について

- ① 出店場所については区割りをして設営いたします。実行委員会の指示に従ってください。
- ② 店舗の設営及び物品の搬入は、設営時間内に会場内に車両を乗り入れての準備を行うことができますが、混雑が予想されますので通行や駐停車の際にはお互いに譲り合い、歩行者等には十分注意を払い、くれぐれも事故が起きないように配慮してください。なお、テント販売出店のテントにつきましては、実行委員会で設置・撤去いたします。使用の際は、アスファルトが痛む可能性があるため必ずシート等により養生をお願いいたします。また、実行委員及び警備員の指示には必ず従ってください。

※イベントステージ設置場所への駐停車はご遠慮ください。駐停車されている場合は実行委員及び警備員の指示で移動をお願いします。

- ③ テントの外にはベンチ、テーブル等の設営はできません。

## 3. 車輦について

- ① 会場内は交通規制がかかります。会場内を通行の際は実行委員及び警備員の指示に必ず従ってください
- ② 出店者用駐車場に駐車できるのは、1店舗につき1台の「駐車許可証」がある車のみとなりますので、それ以外は一般有料駐車場に駐車してください。また、出店者用駐車場は、セーコーマート北広島中央店横の「ふるさと祭り臨時駐車場」です。出店者用駐車場では必ず「駐車許可証」を車両フロントの見やすいところに掲示してください。なお、駐車の際には警備員の指示に従ってください。

## 4. 設営・出店・撤去等時間について

### ① 出店準備日時

- ・ 8月5日（土）※エリアは出店説明会で説明いたします。

北広島市役所駐車場

エリアA 7時00分以降 7時50分まで

エリアB 8時00分以降 8時50分まで

エリアC 9時00分以降 9時50分まで

北広島市市民交流広場

10時00分以降

・ 8月6日（日）

全エリア 7時00分以降 8時30分まで

- ②電気について、1店舗当たり計1000Wまでを配線（コンセント2口、希望者には電球ソケット2口）いたしますが、照明器具類等は各自で用意願います。1000Wを超える電力を消費する場合には、各自で発電機を用意してください。なお、閉店後の通電はいたしません。また使用量を超えるブレーカーの作動についての苦情等については、実行委員会では一切受け付けませんが、不具合がある場合は速やかに本部まで申し出てください。（電気業者の待機は午前11時まで）

#### 5. 清掃及びごみの処理について

- ① 給排水について、各会場内に1カ所、給排水場所を設けますのでご利用ください。また、排水口には、生ごみ等は絶対に流さないでください。
- ② 店舗から出るゴミは全て出店者の責任でお持ち帰りいただきます。ゴミを持ち帰らずに不法投棄した場合などは、翌日の出店や翌年度以降の出店をお断りさせていただきますのでご注意ください。なお、途中での出店取り消しになった場合の出店料は、一切返還いたしません。お客様から預かったごみは、集積所でスタッフの指示に従って分別して排出できます。集積所は、8月5日（土）は午後10時、6日（日）は午後7時で閉鎖します。
- ③ 店舗の撤収、清掃及び後片付けは8月5日（土）午後9時の祭り終了後会場内の清掃を行った後、各自の撤収を行ってください。また移動販売車は会場内の清掃を行った後、各自の撤収を行ってください。全ての後片付けは、午後10時30分までに終了させて下さい。8月6日（日）は午後6時の祭り終了後、一斉に会場の後片付けとなります。会場内の清掃を行った後、各自のテント内の撤収を行ってください。全ての後片付けは、午後7時30分までに終了してください。また、移動販売車の撤収や出店者撤収用車両の進入誘導を行いますので、本部の誘導指示に従ってください。混雑が予想されますので通行や駐停車の際にはお互いに譲り合い、歩行者等には十分注意を払い、くれぐれも事故が起きないように配慮してください。
- ④ 市役所駐車場及び市民交流広場が出店場所であるため、特に飲食を扱う場合には、路面に付着した食品の油汚れや炭の汚れなどが付かないように注意し、汚した場合は原状復帰してください。出店者はテント内に必ずシート等を敷くなど、事前に養生措置をしてください。出店者が路面を汚したり、雨水桝に残飯等を流したりした場合は、清掃費用を請求させていただきます。また翌年度以降の出店はお断りさせていただきます。

#### 6. 火災等の防止措置について

- ① 各自で発電機を用意する場合、下記の点などに注意して取り扱うこと。注油する際は、予め圧力調整弁の操作など容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱ってください。
- ・ ガソリンなどの危険物を取り扱う場所においては、みだりに火器を使用しないでください。
  - ・ 常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空き箱その他不要な物件を置かないようにしてください。
  - ・ 危険物を取り扱う場合においては、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講じるようにしてください。

- ・ ガソリンはポリタンクではなくホームセンターなどで販売されている金属の携行缶（消防法令に適合した認定品）で保管してください。
- ・ ガソリンの入った携行缶は直射日光が当たらないよう涼しい場所で保管してください。
- ・ 火気を取り扱う場合は、周囲への耐熱・不燃対策を十分に施してください。

## 7. 食中毒の防止及び衛生保持について

食中毒などの事故が発生した場合は大変な事態になりますので、保健所の指示を守り、くれぐれも事故が起きないように料飲食の取り扱いには十分注意を払ってください。

## 8. 保健所の営業許可について

- ① 食品衛生法に基づく営業申請は、出店者自身で行ってください。
  - ・ 申請先 北海道立千歳保健所生活衛生課食品保健係
  - ・ 住所 千歳市東雲町4丁目2番地
  - ・ 電話 0123-23-3175

※祭り会場内の平面図は実行委員会で提出します。
- ② 臨時営業許可取得後、許可証写しを7月28日（金）までに祭り実行委員会事務局へメールもしくはFAXにて提出してください。
- ③ 保健所からの許可品目以外の販売はできません。
- ④ 営業許可証は必ずテント内の見やすい場所に掲示してください。
- ⑤ 5年の営業許可を有している場合は、申請の際に許可証写しを提出してください。

提出先 北広島市祭り実行委員会事務局（北広島市観光振興課内）  
 FAX：011-372-0888  
 E-mail：tourism@city.kitahiroshima.lg.jp

## 9. その他

- ① 雨天等により2日間とも中止になった場合も出店料はお返しいたしません。
- ② 未成年者への酒類の販売には、特に注意してください。
- ③ 会場周辺店舗等の駐車場への駐車はできません。
- ④ その他、出店の際には主催者の指示に従ってください。従わない場合は、出店を取りやめていただくことがあります。その際、出店料の返金はいたしません。
- ⑤ ふるさと祭り会場は全面禁煙です。（店舗テント内含め）